

資料1 学術交流協定一覧

(2022年3月31日現在)

●大学間協定〔21カ国・地域, 63機関〕

○全ての学部について可、●一部の学部について可

	機 関 名	国・地 域 名	締結年月日	交流内容			
				研 究 者	学 生	単 位 認 定	授 業 料 不 徴 収
1	カセサート大学	タイ王国	1988年8月25日	○	○	●	●
2	チェンマイ大学	タイ王国	1990年4月24日	○	○	○	○
3	ルイビル大学	アメリカ合衆国	1997年9月2日	○	○	●	-
4	サボア・モンブラン大学	フランス共和国	2000年3月24日	○	○	○	○
5	南京農業大学	中華人民共和国	2001年7月4日	○	○	○	○
6	ミュンヘン工科大学	ドイツ連邦共和国	2002年2月13日	○	○	○	○
7	メチョー大学	タイ王国	2002年3月7日	○	○	○	○
8	国立政治大学	台湾	2002年3月19日	○	○	○	○
9	ラインマイン大学	ドイツ連邦共和国	2002年9月23日	○	○	○	○
10	コロラド州立大学	アメリカ合衆国	2002年10月8日	○	○	○	○
11	上海大学	中華人民共和国	2003年9月1日	○	○	○	○
12	ハルビン工程大学	中華人民共和国	2005年2月23日	○	○	○	○
13	大邱大学	大韓民国	2005年5月17日	○	○	○	○
14	カデイス大学	スペイン	2006年1月31日	○	○	●	●
15	中国海洋大学	中華人民共和国	2006年12月19日	○	○	●	●
16	真理大学	台湾	2007年6月11日	○	○	○	○
17	西北大学	中華人民共和国	2007年10月17日	○	○	○	○
18	南ボヘミア大学	チェコ共和国	2008年11月12日	○	○	-	●
19	ハンバット大学	大韓民国	2008年11月14日	○	○	○	○
20	電子科技大学	中華人民共和国	2009年6月1日	○	○	○	○
21	天津農学院	中華人民共和国	2009年6月4日	○	○	○	○
22	フランシュ・コンテ大学	フランス共和国	2009年7月24日	○	○	○	○
23	ブルネイ・ダルサラーム大学	ブルネイ・ダルサラーム国	2009年11月8日	○	○	○	○
24	チュラロンコン大学	タイ王国	2010年2月1日	○	○	○	○
25	シュレバングラ農科大学	バンラデシュ人民共和国	2010年5月10日	○	○	○	○
26	コンピエーニュ工科大学	フランス共和国	2010年7月8日	○	○	○	○
27	トリブパン大学	ネパール連邦民主共和国	2010年11月2日	○	○	○	○
28	ムルシア大学	スペイン	2010年12月9日	○	○	○	○
29	バットアンバン大学	カンボジア王国	2010年12月9日	○	○	○	○
30	王立農業大学	カンボジア王国	2010年12月13日	○	○	○	○
31	誠信女子大学	大韓民国	2011年2月21日	○	○	○	○
32	セントピーターズバーグ大学	アメリカ合衆国	2011年2月28日	○	○	-	-
33	リモージュ大学	フランス共和国	2011年3月14日	○	○	○	○
34	北京外国語大学	中華人民共和国	2011年3月29日	○	○	-	-
35	長春理工大學	中華人民共和国	2012年1月16日	○	○	○	○
36	浙江工商大学	中華人民共和国	2012年5月7日	○	○	○	○
37	天津理工大学	中華人民共和国	2012年10月25日	○	○	○	○
38	カリフォルニア州立大学フラトン校	アメリカ合衆国	2012年11月9日	○	○	-	-
39	パリ電子電気工学技術高等学院	フランス共和国	2012年11月19日	○	○	○	○
40	ガジャマダ大学	インドネシア共和国	2013年1月31日	○	○	●	●
41	ディボネゴロ大学	インドネシア共和国	2013年2月4日	○	○	○	○

	機 関 名	国・地 域 名	締結年月日	交流内容			
				研究者	学 生	単 位 認 定	授 業 料 不 徴 収
42	州立ロンドリーナ大学	ブラジル連邦共和国	2013年3月11日	○	○	○	○
43	国立嘉義大学	台 湾	2013年4月25日	○	○	○	○
44	ガイゼンハイム大学	ドイツ連邦共和国	2013年7月15日	○	○	○	○
45	空軍軍医大学	中華人民共和国	2014年5月27日	○	○	○	○
46	ハノイ工科大学	ベトナム社会主義共和国	2015年9月24日	○	○	○	○
47	アサンブション大学	タ イ 王 国	2015年11月19日	○	○	○	○
48	ハルムスタッド大学	スウェーデン王国	2015年12月15日	○	○	○	○
49	聖公会大学校	大 韓 民 国	2016年5月25日	○	○	○	○
50	東西大学校	大 韓 民 国	2016年5月26日	○	○	○	○
51	シラパコーン大学	タ イ 王 国	2016年6月15日	○	○	○	○
52	エッカード大学	アメリカ合衆国	2017年4月28日	○	○	-	-
53	中国文化大学	台 湾	2017年8月1日	○	○	○	○
54	台湾中央気象局	台 湾	2017年8月16日	○	-	-	-
55	中東工科大学	ト ル コ	2017年10月31日	○	○	○	○
56	カリフォルニア大学デービス校カリフォルニア大学理事会	アメリカ合衆国	2018年2月14日	○	○	-	-
57	河北医科大学	中華人民共和国	2018年5月21日	○	○	○	○
58	ノッティンガム大学	英 国	2018年9月4日	○	○	-	-
59	カンボジア健康科学大学	カンボジア王国	2019年10月14日	○	○	-	-
60	プトラ・マレーシア大学	マ レ ー シ ア	2019年11月18日	○	○	○	○
61	ヤンゴン第一医科大学	ミャンマー連邦共和国	2019年12月9日	○	○	-	○
62	広西科技大学	中華人民共和国	2020年12月18日	○	○	○	○
63	フ라운ホーファー研究機構応用情報技術研究所	ドイツ連邦共和国	2021年3月1日	○	○	-	-

●部局間協定 [20カ国・地域, 40機関]

	部局名	機 関 名	国・地 域 名	発効年月日	交流内容			
					研究者	学 生	単 位 認 定	授 業 料 不 徴 収
1	教育学部	清州大学 人文学部	大韓民国	2001年7月9日	○	○	○	○
2	教育学部	クライストチャーチ工科大学	ニュージーランド	2002年1月23日	○	○	○	○
3	教育学部 大学院教育学研究科	江西師範大学 外国語学院	中華人民共和国	2005年2月25日	○	○	○	○
4	教育学部	ガウハチ大学地理学科	インド	2015年8月3日	○	○	-	-
5	教育学部	インド工科大学グワハチ校	インド	2015年8月5日	○	○	-	-
6	教育学部	ノースイースタンヒル大学 地理学科	インド	2015年10月23日	○	○	-	-
7	法学部 大学院法学研究科	上海社会科学院法学研究所	中華人民共和国	1996年9月2日	○	○	-	-
8	法学部 大学院法学研究科	華東政治法律大学	中華人民共和国	1996年9月5日	○	○	○	○
9	経済学部	Dr.ババサハブ・アンベッカー・ マラスワダ大学経済学部	インド	2018年7月26日	○	○	-	-
10	経済学部	華僑大学統計学院及び 数量経済研究院	中華人民共和国	2019年3月18日	○	○	○	○
11	医学部	カルガリー大学 医学部	カナダ	1989年7月31日	○	○	○	○

	部局名	機 関 名	国・地 域 名	発効年月日	交 流 内 容			
					研 究 者	学 生	単 位 認 定	授 業 料 不 徴 収
12	医学部	中国医科大学	中華人民共和国	1997年 8 月28日	-	○	○	○
13	医学部	ブルネイ・ ダルサラーム国保健省	ブルネイ・ダルサラーム国	2009年12月 5 日	○	○	-	-
14	医学部	ニューカッスル大学	英国	2020年 6 月 5 日	○	○	-	-
15	医学部 大学院医学系研究科	カリフォルニア大学 マーセド校	アメリカ合衆国	2019年 6 月14日	○	○	○	○
16	創造工学部 大学院工学研究科	ボン=ライン=ズィーク 大学	ドイツ連邦共和国	2002年 2 月12日	○	○	○	○
17	創造工学部 大学院工学研究科	国立高等精密機械大学院 大学	フランス共和国	2009年 1 月28日	○	○	○	○
18	創造工学部 大学院工学研究科	トレド大学	アメリカ合衆国	2009年 3 月30日	○	○	-	-
19	創造工学部 大学院工学研究科	ラップランド応用科学大学	フィンランド共和国	2009年 6 月 1 日	○	○	○	○
20	創造工学部 大学院工学研究科	漢陽大学工学部及びブレイン・ コリア21機械工学科	大韓民国	2010年 4 月14日	○	○	○	○
21	創造工学部 大学院工学研究科	北京師範大学 化学学院	中華人民共和国	2012年 3 月31日	○	○	○	○
22	創造工学部 大学院工学研究科	北京理工大学生命学院	中華人民共和国	2012年10月24日	○	○	○	○
23	創造工学部 大学院工学研究科	アルビ鉱山大学	フランス共和国	2016年 4 月 1 日	○	○	○	○
24	創造工学部 大学院工学研究科	宝鷄文理学院化学化工学院	中華人民共和国	2016年12月19日	○	○	○	○
25	創造工学部 大学院工学研究科	陝西科技大学 材料科学工程学院	中華人民共和国	2019年 1 月22日	○	○	○	○
26	創造工学部 大学院工学研究科	キャンベラ大学	オーストラリア連邦	2019年 7 月24日	○	○	-	-
27	創造工学部 大学院工学研究科	アレス鉱山大学	フランス共和国	2021年 3 月16日	○	○	○	○
28	農学部 大学院農学研究科	ダッカ大学生物科学部	バングラデシュ人民共和国	1998年12月15日	○	○	○	○
29	農学部 大学院農学研究科	ミシガン州立大学 農学・自然資源学部	アメリカ合衆国	1999年 3 月22日	○	○	○	○
30	農学部 大学院農学研究科	ボゴール農業大学 農学部、大学院研究科	インドネシア共和国	2000年 6 月13日	○	○	○	○
31	農学部 大学院農学研究科	ブルゴーニュ大学 アグロスツップ校	フランス共和国	2010年 6 月 1 日	○	○	○	○
32	農学部 大学院農学研究科	ナンヤンポリテクニク 化学と生命科学部	シンガポール共和国	2018年 5 月25日	○	○	○	○
33	農学部 大学院農学研究科	ホーチミン市工科大学 化学工学部	ベトナム社会主義共和国	2018年 6 月22日	○	○	○	○
34	農学部 大学院農学研究科	トリノ大学 農林・食品科学部	イタリア共和国	2019年 7 月 8 日	○	○	-	-
35	大学院地域 マネジメント研究科	ナポリ フェデリコ2世大学 農学部	イタリア共和国	2015年 3 月13日	○	-	-	-
36	四国危機管理教育・研 究・地域連携推進機構	国立中正大学 地球・環境科学部	台湾	2017年 8 月18日	○	-	-	-
37	四国危機管理教育・研 究・地域連携推進機構	バンドン工科大学 地球科学技術学部	インドネシア共和国	2018年 8 月 7 日	○	-	-	-
38	四国危機管理教育・研 究・地域連携推進機構	M.V.ロモノソフ・モスクワ国立総合大学 物理学部地球物理学科	ロシア連邦	2018年11月28日	○	-	-	-
39	四国危機管理教育・研 究・地域連携推進機構	ペルー国家防災庁	ペルー共和国	2019年12月11日	○	-	-	-
40	インターナショナル オフィス	西オーストラリア大学 英語教育センター	オーストラリア連邦	2020年10月29日	-	○	-	-

●連携協力協定〔7件〕

	協定	連携協力機関	国・地域名	締結年月日
1	国際メカトロニクス研究教育機構に関する一般協定	サボア・モンブラン大学、国立高等精密機械大学院大学、フランシュ・コンテ大学、電気通信大学、東京電機大学、首都大学東京、産業技術大学院大学、高等機械大学院大学、リモージュ大学、コンピエーニュ工科大学、三重大学	フランス共和国 日本	2009年1月30日
2	地球ディベロプメントサイエンス国際コンソーシアムの発展に関する一般協定	グラム・バングラ	バングラデシュ 人民共和国	2010年2月16日 再締結 (2015年2月10日)
3	熱帯農業に関するSUIJI (Six University Initiative Japan Indonesia) コンソーシアム協定	ガジヤマダ大学、ボゴール農業大学、ハサヌディン大学、愛媛大学、高知大学	インドネシア共和国 日本	2011年3月16日
4	国際交流訪問者プログラムに関する覚書	フロリダ・バレンシア大学地区理事会及び大学生協中国四国事業連合	アメリカ合衆国 大学生協中国四国 事業連合	2015年4月24日
5	JICA四国と国立大学法人香川大学との連携協力の推進に関する覚書	JICA四国	日本	2016年3月16日
6	JICA研修員（学位課程就学者）受け入れに係る独立行政法人国際協力機構と国立大学法人香川大学との覚書	JICA	日本	2018年5月8日
7	UMAP交換留学プログラムに関する覚書	UMAP（アジア太平洋大学交流機構）	アジア太平洋地域	2019年7月3日

●エラスムス・プラス協定〔1カ国・地域、1機関〕

	協定	機関名	国・地域名	発行年月日
1	ERASMUS+ Key Action 1 -Mobility for learners and staff- Higher Education Student and Staff Mobility Inter-institutional agreement 2020/21-2022/23 between institutions from Programme and Partner Countries	サボア・モンブラン大学	フランス 共和国	2017年9月25日 再締結（2021年1月6日）

## 資料2 香川大学インターナショナルオフィス規則

平成21年4月1日

改正 平成21年10月1日 平成23年5月1日

平成27年6月29日 平成30年4月1日

令和元年5月16日 令和2年4月1日

令和3年4月1日

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第18条の2の規定に基づき、香川大学インターナショナルオフィス（以下「オフィス」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 オフィスは、香川大学（以下「本学」という。）の国際交流の窓口機関として、情報収集及び発信を一元化すると共に、国際戦略の構築並びに教育研究等の国際的な連携、学内の各組織の有機的な連携、地域の国際交流・協力活動との連携を推進することで、本学並びに地域の国際交流の推進に資することを目的とする。

### (構成)

第3条 オフィスは前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 国際研究支援センター
- (2) 留学生センター
- (3) グローバルカフェセンター

2 前項の組織に関し必要な事項は別に定める。

### (業務)

第4条 オフィスはオフィスを構成する組織の相互の連携協力を図ると共に、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の国際化基本方針に基づき、国際交流に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 国際交流協定の締結、その他の外国の機関との交流に関すること。
- (3) 国際交流活動に係る情報を収集・分析し、国際交流の推進に必要となる情報を学内外へ提供し、国際的な情報発信の強化に関すること。
- (4) 国際交流推進事業展開のための外部資金獲得に関すること。
- (5) 地域における国際交流の支援に関すること。
- (6) 国際交流に係る危機管理に関すること。
- (7) その他オフィスの管理・運営並びに本学の国際交流推進に関し必要な業務に関すること。

### (組織)

第5条 オフィスは、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) オフィス長
- (2) オフィス主担当教員
- (3) その他必要な職員

- 2 オフィスに副オフィス長を置くことができる。
- 3 オフィスに、他部局等主担当教員でオフィスの業務を兼任する教員（以下「兼任の教員」という。）を置くことができる。

（オフィス長）

第6条 オフィス長の任命は、本学理事及び職員の中から学長が指名する理事又は副学長（以下「担当理事又は副学長」という。）の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 オフィス長は、オフィスの業務を掌理する。
- 3 オフィス長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、オフィス長を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、オフィス長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（オフィス長の選考時期）

第7条 オフィス長の選考は、次の各号の1に該当する場合に行う。

- (1) 任期が満了するとき。
  - (2) 辞任を申し出たとき。
  - (3) 欠員となったとき。
- 2 オフィス長の選考は、前項第1号の場合には任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合には速やかに、行うものとする。

（副オフィス長）

第8条 副オフィス長の任命は、本学教職員の中から担当理事又は副学長の申し出に基づき、学長が行う。

- 2 前項の申し出はオフィス長が副オフィス長候補者を担当理事又は副学長に推薦することにより行う。
- 3 副オフィス長はオフィス長の業務を補佐する。
- 4 副オフィス長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、副オフィス長を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、副オフィス長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（オフィス主担当教員）

第9条 オフィス主担当教員の任命は、学長が行う。

- 2 候補者の教育研究業績の審査について、学長から付託された場合において、第11条の会議が審査したオフィス主担当教員候補者を報告する。

（兼任の教員）

第10条 兼任の教員は、本学専任教員で国際交流の推進に関し専門的知識及び経験を有する者のうち、担当理事又は副学長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 2 兼任の教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、兼任の教員を指名する学長の任期の末日以前とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、兼任の教員が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 オフィスに、オフィスの重要事項を審議するため、香川大学インターナショナルオフィス会議（以下「オフィス会議」という。）を置く。ただし、オフィス会議の議決事項については、担当理事又は副学長の承諾を経て決定されるものとする。

- 2 オフィス会議に関し必要な事項は担当理事又は副学長が別に定める。

(事務)

第12条 オフィスの事務は、部局の協力を得て教育・学生支援部国際グループにおいて処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、オフィスの業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 第11条の担当理事は、当分の間、担当副学長と読み替えて適用する。

附 則（平成23年5月1日）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日）

この規則は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月16日）

この規則は、令和元年5月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 資料3 香川大学インターナショナルオフィス会議規程

平成21年4月1日

改正 平成21年10月1日 平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学インターナショナルオフィス規則（以下「オフィス規則」という。）第11条に規定する香川大学インターナショナルオフィス会議（以下「オフィス会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 オフィス会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) オフィス長
- (2) オフィス規則第5条第2項に定める副オフィス長
- (3) オフィス規則第3条第1項に定める組織の長
- (4) 専任教員
- (5) オフィス規則第5条第3項に定める兼任の教員
- (6) 教育・学生支援部長
- (7) 学術部長
- (8) 国際グループリーダー
- (9) その他オフィス長が必要と認めた者

2 前項第9号の委員は、学長が任命する。

(審議事項)

第3条 オフィス会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本学の国際化基本方針に基づく国際戦略の企画・推進に関する事項
- (2) 規則その他の制定又は改廃に関する事項
- (3) 組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 教員の選考に関する事項
- (5) 予算及び施設・設備に関する事項
- (6) 評価に関する事項
- (7) その他オフィス長が必要と認める事項

(会議の主宰及び議長)

第4条 オフィス会議に議長を置き、オフィス長をもって充てる。ただし、オフィス長に事故あるときは、あらかじめオフィス長の指名した者がその職務を代行する。

2 議長は、オフィス会議を主宰する。

3 オフィス会議は、議長の招集により開催するものとする。

(会議の議事運営)

第5条 オフィス会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第3条第1項第4号及び第6号の議事については、第2条第1項第9号の委員は可否の数にかかわることができない。
- 4 第2項にかかわらず、特別の必要があるとオフィス会議が認めるときは、第2項に定める要件以外の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があるときは、オフィス会議の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、この者は、可否の数に加わることができない。

(事務)

第7条 オフィス会議の事務は、教育・学生支援室国際グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、オフィス会議の議事及び運営の方法について必要な事項は、オフィス会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 資料4 香川大学国際研究支援センター規程

平成21年4月1日

改正 平成21年10月1日 平成23年5月1日

平成30年4月1日 令和2年4月1日

令和3年4月1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、香川大学インターナショナルオフィス規則（以下「オフィス規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、香川大学国際研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、香川大学（以下「本学」という。）における国際的な研究交流の支援及び本学の国際化基本方針に基づく国際戦略の実施について中心的な役割を果たすことにより、本学における国際的な学術交流の推進に寄与することを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特色ある国際共同研究及び国際展開プロジェクトの企画・開発及び推進に関すること。
- (2) 海外の研究機関との交流に関すること。
- (3) 海外学術ネットワークの強化に関すること及び海外の学術動向に関する調査に関すること。
- (4) 海外教育研究拠点校との学術交流の支援に関すること。
- (5) 各部署が実施する学術交流の支援に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な業務。

### (職員等)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員等を置く。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) その他必要な職員

2 センターに、副センター長を置くことができる。

### (センター長)

第5条 センター長の任命は、本学職員の中からインターナショナルオフィス長（以下「オフィス長」という。）が学長が指名した理事又は副学長（以下「担当理事又は副学長」という。）に申出を行い、担当理事又は副学長の推薦に基づき、学長が行う。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、センター長を任命する学長の任期の末日以前とする。

4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期

は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長の任命は、オフィス長が担当理事又は副学長に申出を行い、担当理事又は副学長の推薦に基づき、学長が行う。

2 前項の申出は、センター長とオフィス長の協議により行う。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、副センター長を任命する学長の任期の末日以前とする。

5 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員及びその他必要な職員等)

第7条 センター担当教員及びその他必要な職員等の任命は、センター長の推薦に基づき、担当理事又は副学長の了承を得てオフィス長が行う。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教育・学生支援部国際グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 の規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月1日)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 資料5 香川大学留学生センター規程

平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 10 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、香川大学インターナショナルオフィス規則（以下「オフィス規則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、香川大学留学生センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 センターは、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び海外留学を希望する香川大学（以下「本学」という。）の学生に、必要な教育及び指導助言等を行うことにより、本学における国際交流の推進に寄与することを目的とする。

### (業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生の受入に関すること。
- (2) 留学生に対する日本語等の教育に関すること。
- (3) 留学生に対する修学上及び生活上の指導助言等に関すること。
- (4) 留学生に係る奨学に関すること。
- (5) 留学終了者に対するフォローアップに関すること。
- (6) 学生の海外留学に関すること。
- (7) 地域における留学生交流に関すること。
- (8) 留学生教育等に係る調査研究に関すること。
- (9) 留学生会館の管理・運営並びに入退居に関すること。
- (10) その他センターの管理・運営並びに学生の国際交流に関すること。

### (職員)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) その他必要な職員

2 センターに、副センター長を置くことができる。

### (センター長)

第 5 条 センター長の任命は、本学専任教授の中からインターナショナルオフィス長（以下「オフィス長」という。）が学長が指名した理事又は副学長（以下「担当理事又は副学長」という。）に申出を行い、担当理事又は副学長の推薦に基づき、学長が行う。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、センター長を任命する

学長の任期の末日以前とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長の任命は、オフィス長が担当理事又は副学長に申出を行い、担当理事又は副学長の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 前項の申出は、センター長とオフィス長の協議により行う。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、副センター長を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員の任命は、センター長の推薦に基づき、担当理事又は副学長の下承を得てオフィス長が行う。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教育・学生支援室国際グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 資料6 香川大学グローバルカフェセンター規程

令和元年5月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学インターナショナルオフィス規則（以下「オフィス規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、香川大学グローバルカフェセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、グローバル・カフェの運用を通して、香川大学（以下「本学」という。）の学生、教職員及び地域住民に、多言語学習・多文化交流の機会を提供するとともに、本学におけるグローバル時代に相応しい人材育成及び国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 日本人学生の語学力向上並びに国際社会及び文化への理解促進
- (2) 外国人留学生の日本社会及び文化への理解促進
- (3) 日本人学生及び外国人留学生の交流促進
- (4) 日本人学生の海外留学促進
- (5) 本学教職員及び地域住民の語学力向上並びに国際社会及び文化への理解促進
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) その他必要な職員

2 センターに、副センター長を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学理事、副学長又は教員をもって充てる。

- 2 センター長は、学長が指名した理事又は副学長（以下「担当理事又は副学長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、センター長を任命する学長の任期の末日以前とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、担当理事又は副学長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、副センター長を任命する学長の任期の末日以前とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、センター長の推薦に基づき、担当理事又は副学長の了承を得てオフィス長が任命する。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教育・学生支援室国際グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年5月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 この規程の施行により、香川大学イングリッシュ・カフェの運営に関する規程(平成30年4月1日制定)は廃止する。

資料7 インターナショナルオフィス教職員一覧

2022.3.31

教 員

《インターナショナルオフィス》

(併)オフィス長／原 直 行  
 (併)副オフィス長／和 田 健 司  
 教 授／ロン リム  
 特 命 教 授／徳 田 雅 明  
 客 員 教 授／尾 の 上 能 久  
 准 教 授／高 水 徹  
 准 教 授／塩 井 実 香  
 非 常 勤 教 員／チュー フィヤン  
 非 常 勤 教 員／アンドリュウ コールドウエル  
  
 (兼)教 授／櫻 井 佳 樹 (教育学部)  
 (兼)准 教 授／春 日 川 路 子 (法学部)  
 (兼)教 授／姚 峰 (経済学部)  
 (兼)教 授／和 田 健 司 (医学部)  
 (兼)教 授／石 塚 正 秀 (創造工学部)  
 (兼)教 授／川 村 理 典 (農学部)  
 (兼)准 教 授／佐 藤 勝 典 (地域マネジメント研究科)

《国際研究支援センター》

(併)センター長／原 直 行  
 (併)副センター長／尾 の 上 能 久  
 教 授／ロン リム  
 特 命 教 授／徳 田 雅 明  
 (担)教 授／寺 尾 徹 (教育学部)  
 (担)教 授／姚 峰 (経済学部)  
 (担)教 授／和 田 健 司 (医学部)  
 (担)教 授／平 見 尚 隆 (創造工学部)  
 (担)教 授／田 村 啓 敏 (農学部)  
 (担)准 教 授／ピーター ルーツ (農学部)  
 名 誉 教 授／今 井 慈 郎

※ (併) は併任を示す  
 ※ (兼) は兼任を示す  
 ※ (担) は担当教員を示す

《留学生センター》

(併)センター長／ロン リム  
 准 教 授／高 水 徹  
 准 教 授／塩 井 実 香  
 客 員 教 授／尾 の 上 能 久  
 非 常 勤 教 員／チュー フィヤン  
 非 常 勤 教 員／アンドリュウ コールドウエル  
 (担)准 教 授／春 日 川 路 子 (法学部)  
 (担)准 教 授／向 滄 (経済学部)  
 (担)准 教 授／中 北 慎 一 (医学部)  
 (担)教 授／松 本 洋 明 (創造工学部)  
 (担)准 教 授／米 倉 リ ナ (農学部)  
 (担)准 教 授／佐 藤 勝 典 (地域マネジメント研究科)  
 非 常 勤 講 師／秋 田 節 子  
 非 常 勤 講 師／黒 川 祐 三  
 非 常 勤 講 師／和 田 方 子  
 非 常 勤 講 師／児 島 由 佳  
 非 常 勤 講 師／早 川 理 代

《グローバルカフェセンター》

(併)センター長／和 田 健 司  
 非 常 勤 教 員／チュー フィヤン  
 非 常 勤 教 員／アンドリュウ コールドウエル

事務職員

《国際グループ》

リ ー ダ ー／中 川 直 子  
 サブリーダー／篠 原 佳 代  
 チ ー フ／浅 野 文 恵  
 グループ員／松 家 秀 真  
 グループ員／洪 口 美 紅  
 グループ員／白 川 菜 月  
 グループ員／井 上 歩 美  
 グループ員／河 内 正 則  
 グループ員／田 中 蘭  
 グループ員／豊 田 莉 乃  
 グループ員／町 口 菜 摘  
 グループ員／杉 浦 美 智 子  
 グループ員／香 西 博 之